

2025年4月

お客様各位

尼崎信用金庫

「でんさいサービス利用規定」改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

尼崎信用金庫は、下記のとおり「でんさいサービス利用規定」を改定しますので、お知らせいたします。なお、改定後の規定は、規定改定前からお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、あらかじめご了承願います。

記

1. 改訂日

2025年05月01日（木）

2. 改訂内容

「でんさいサービス」を債務者としてご利用いただく場合、発生記録請求時に指定していただく口座を「当座預金口座」としていましたが、「普通預金口座(無利息型を含みます)」も指定していただけるよう変更しました。

3. 「でんさいサービス利用規定」新旧対照表

変更前	変更後
<b>第2条(利用資格)</b> 1.債務者(債権者、電子記録保証人としても利用が可能)として利用される場合 一当金庫所定のパーソナルコンピュータ等の端末機(以下「端末」といいます)を利用できる環境があること <u>二当金庫会員資格を有し、当金庫と当座勘定取引があること</u> 2.債権者利用限定特約により利用される場合 一当金庫所定の端末を利用できる環境があること 3.保証利用限定特約により利用される場合 一当金庫が認めた場合	<b>第2条(利用資格)</b> 1.債務者(債権者、電子記録保証人としても利用が可能)として利用される場合 一当金庫所定のパーソナルコンピュータ等の端末機(以下「端末」といいます)を利用できる環境があること <u>二当金庫会員資格を有すること</u> 2.債権者利用限定特約により利用される場合 一当金庫所定の端末を利用できる環境があること 3.保証利用限定特約により利用される場合 一当金庫が認めた場合

第15条(決済口座)

- 1.お客様は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座を決済口座として、申込書により当金庫に届け出てください。
- 2.当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座(無利息型を含みます)または当座預金口座とします。
- 3.前項において、債務者として発生記録請求時に指定する口座は、当金庫が特に認めない限り、当座預金口座を指定していただくものとします。
- 4.届出可能な決済口座の口座数は、当金庫所定の口座数以内とします。
- 5.届出可能な決済口座は、お客様名義の口座のみとします。
- 6.決済口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面により当金庫の取引店に届け出てください。

第15条(決済口座)

- 1.お客様は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座を決済口座として、申込書により当金庫に届け出てください。
- 2.当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座(無利息型を含みます)または当座預金口座とします。なお、債務者として発生記録請求時に指定する口座についても上記と同様とします。(追加)
- 3 (削除)
- 3.届出可能な決済口座の口座数は、当金庫所定の口座数以内とします。
- 4.届出可能な決済口座は、お客様名義の口座のみとします。
- 5.決済口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面により当金庫の取引店に届け出てください。

以上